

令和4年度

第3回総合教育会議

会議録

令和4年11月2日開催



出されております。

重大事態の調査におきましては、対策委員会の委員の皆様がそれぞれ御自身のお仕事とは別に、昼夜を問わず、膨大な資料の読み込みや、関係者への聴き取り、45回にもわたる会議の開催など、大変な御苦勞をなされながら、取り組んでいただいたものであり、改めまして心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、この専門的見地から行われた調査結果につきましては、法に基づく非常に重たいものであり、しっかりと受け止め尊重してまいります。

本日は調査結果に基づく、教育委員会としての検証や再発防止策の検討状況について、報告が行われる予定でございますが、そうした内容を踏まえまして、悲しい事態を二度と起こさないよう、いじめ防止対策の充実に向けた対策を進めることが、私どもに課せられた使命であります。

また、対策委員会からの調査報告書を拝見した上で、私としても再調査で更に明らかにしていきたい点があり、再調査の実施を判断いたしました。このことについても、本日、経過等を報告させていただき、教育委員の皆様と共通理解を図りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。

総合政策部長  
市長  
学校教育部長

それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、ここから先は市長に進行をお願いします。

それでは、まず、「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」、説明をお願いします。

いじめの重大事態の調査結果に関わり、文部科学省のいじめの重大事態に関するガイドラインにおいて、「学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと」とされております。

そのため、教育委員会として、調査結果を踏まえ、当時の教育委員会及び学校の対応の検証や再発防止策の検討を行いましたので、学校教育部次長の辻並から、説明させていただきます。

辻並学校教育部次長

いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について御説明いたします。資料1-1を御覧ください。

本件重大事態は、令和3年4月27日に旭川市教育委員会において、いじめ防止対策推進法第28条に規定するいじめの重大事態として、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第11条に基づき対処することを決定し、同年6月4日付けで資料のとおり、①から④の4つの事項について諮問を行いました。

その後、対策委員会において調査及び審議が行われ、令和4年4月14日には、いじめの事実認定等に関して中間報告を行い、同年9月12日に市教委に対し、調査報告として答申をいただき、同日、市教委から市長に報告を行いました。

調査報告書において、「学校と市教委の対応調査と課題検証」の結果として、個別の学校や教員個人の問題ではなく市教委が、法の制定後も、いじめ等に関する指導等を根本的に改めることなく、旧態依然とした体制を黙認してきたことによるものであると記載されるなど、対策委員会から示された指摘については、その全てについて、大変厳粛に真摯に受け止めておりますが、文部科学省の重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえまして、改めて、検証を行った結果、市教委及び学校の対応について、特に、大きな課題であったと考えていることについて、説明させていただきます。

また、市教委では、調査報告書において提言のあった再発防止策について、提言の趣旨を踏まえ、その全てを実現できるよう、具体的方策等について検討しているところであり、現時点での検討内容などについても合わ

せて説明させていただきます。

はじめに、「1 市教委の対応についての検証」です。大きな課題の一つ目は、(1)に記載のとおり、いじめの重大事態への対応を行わなかったことです。

重大事態への対応を行わなかった要因や背景として、主に、2点あったと考えております。

1点目は、いじめの認知に至らなかったことです。

当時、市教委では、令和元年6月22日に当該生徒が川に入る事案が発生した後、同年7月中には、この度、対策委員会が認定したいじめの事実6項目のうち5項目を把握していました。一連の事案の中で、加害生徒が性的な画像等を求めたことなどの事案については、重大な非行事故として認識し、警察とも連携しながら対応してきました。

一方で、当該生徒本人やアンケート調査等からいじめの訴えや情報がなかったことや、保護者から当該生徒への聴き取り等をしないでほしいと言われたことなどから、当該学校において、当該生徒本人から当時の状況を直接確認することはせず、いじめの認知には至りませんでした。市教委としても、一連の事案がいじめとして認知された場合、重大事態として対処することにより、事案が広く知られるようになり、当該生徒がより大きな精神的苦痛を感じ、通常の学校生活を送ることができなくなることなどへの懸念もあり、学校に対し、積極的にいじめを認知するよう働きかけを行うことはありませんでした。

当時、当該生徒が在籍する学校においては、入院中であった当該生徒の心のケアをはじめ、警察との連携の下での加害生徒への指導や、加害生徒それぞれの保護者、当該生徒の保護者への対応、謝罪の場の設定などの対応を行っていたものの、いじめとして認知せず、重大事態として対応しなかったことについては、調査報告書において、ガイドライン違反に止まらず法律違反にもなるとの厳しい指摘がなされたところであり、市教委として、これを真摯に受け止めております。

また、当時、いじめ防止対策推進法やガイドラインについて知ってはいたものの、運用面も含めた理解が十分であったとは言えず、このことについても、真摯に受け止めております。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策①と⑨が関連しております。それぞれの再発防止策を実現する具体的方策については、この後、別途、説明させていただきます。

重大事態への対応を行わなかった要因や背景の2点目は、重大事態として対処する組織体制が整備されていなかったことです。

いじめ防止対策推進法が平成25年に施行され、同法の第28条には、「重大事態への対処のため、速やかに、当該学校設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」と規定されております。

市教委では、平成31年4月1日に施行された旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例において、旭川市いじめ防止等対策委員会が、重大事態の調査又は審議する旨規定していますが、法の施行から既に5年を経過しての規定であったことや、対策委員会の委員について、職能団体等から推薦をいただき組織を構成できたのは、令和2年2月であり、本事案の発生時には、重大事態の調査等を行う組織体制が整備されておりました。

また、平成31年2月に策定した旭川市いじめ防止基本方針において、「早期発見・事案対処マニュアル」を掲載しているものの、重大事態への対応については、「国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。」などの一般的な記載に止まり、具体的な対処を定めたマニュアルはありませんでした。このことも、自信をもって重大事態としての対処ができなかった背景の一つであります。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑤が関連しております。

市教委の対応についての課題の2つ目は、(2)に記載のとおり、学校への指導性が脆弱だったことです。このことの要因や背景として、主に、2点あったと考えております。

1点目は、市教委の主体的に取り組む姿勢が欠如していたことです。当時、市教委では、関係学校に対し、それぞれ個別に、児童生徒から聴き取った事案発生の経緯や内容、指導の状況などについて報告を受け、指導や助言を行っていましたが、当時の認識としては、学校が学校の実情を踏まえて、主体的に対応すべきであり、関係学校からの報告や相談等があった際に、指導や助言を行うことが求められる対応であると押さえておりました。

令和元年8月末から9月上旬にかけて、関係中学校において、謝罪の場を設定しましたが、当該生徒が在籍していた中学校における謝罪の場の設定については、市教委と学校との調整が難航した経緯などもあり、関係学校相互の情報共有や対応方針の共通理解、当該生徒の保護者への対応等については、学校の判断に委ねるのではなく、市教委が主体性をもって取り組むべきであったと考えております。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策①と⑨が関連しております。

2点目は、担当課内のいじめ対応の業務分担が明確でなかったことです。当時、いじめ対応は生徒指導担当者の業務の一部となっておりますが、生徒指導担当者が他の業務の関係で対応できないときには、その都度、対応できる職員が対応することが慣例化しておりました。

現在は、道教委から招いた学校教育部次長を中心に、いじめ対策担当が、専門性に基づく、一貫した対応を行うよう努めておりますが、当時は、こうした明確な業務分担は行っておりませんでした。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策④が関連しております。

3点目は、外部の専門家からの支援体制が構築されていなかったことです。重大事態が発生した場合、教育関係者だけでは対応困難な状況において、様々な専門的な知識等が対処の助けになると期待されることですが、学校を迅速に支援するための市教委独自の支援体制は構築されておりませんでした。道教委では、市町村教育委員会等の求めに応じて派遣する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」が設置されていましたが、道教委に支援を求める積極的な姿勢が欠けていました。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑤と⑥が関連しております。

次に、「2 学校の対応についての検証」です。

大きな課題の1つ目は、(1)に記載のとおり、学校いじめ対策組織が形骸化していたことです。

旭川市いじめ防止基本方針において、学校いじめ対策組織の役割として、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うことや、いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行うことなどについて、明記しており、当該中学校においても、学校いじめ防止基本方針に、こうした役割について定めていました。

しかしながら、実情としては、教職員が事案を把握した際には、まずは学年を担当する教員による対応が行われ、対応が終わって状況が整理された段階で学校いじめ対策組織に報告されており、本事案についても、学級担任が事実を把握後、一定の範囲の教員には共有されていたものの、いじめ対策組織による情報の収集や認知の判断等が行われたとの報告はなかったところであります。

こうした背景として、いじめに限らず、生徒指導対応については、学年単位での迅速な対応を基本とし、重大な案件でなければ、対応後に管理職に報告する学校もあり、それぞれの学校においては、いじめやいじめの疑いがある事案についても同様の対応に終始していたと考えられます。

よって、教職員一人一人が、学校いじめ防止基本方針の内容、特に、学校いじめ対策組織の役割についての理解が不足しており、学校いじめ対策組織での事案の共有化や明確な役割分担などが行われていなかったなど、学校いじめ対策組織が形骸化していたのではないかと考えております。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策②と③と⑨が関連しております。

大きな課題の2つ目は、(2)に記載のとおり、転校先の学校等への引継ぎが不十分であったことです。

当該生徒の中学校入学時における小学校から中学校への引継ぎについては、通常の小学校が作成した指導要録等の資料のほか、本人の行動面での特徴などをA4用紙半分程度にまとめた簡単な資料とともに、口頭での引継ぎがなされていたが、当該生徒の学校生活上でのサポートが必要な部分などの詳細な情報までは引き継がれておりませんでした。

また、転校先の中学校への引継ぎについては、通常、管理職同士での情報共有に加え、必要に応じて、担任間でのやりとりが行われていますが、当該生徒の転校の際の引継ぎについては、本事案に係る詳細な資料等のやりとりはなく、主に、口頭での説明に止まっております。

当該生徒が受けた被害には性的なものもあったため、当該生徒に対するケアについては専門的な知識や対応を要することも前提に、転校前の学校と転校先の学校とが協力して、ケアの在り方を検討する必要がありました。それが十分ではありませんでした。このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑦が関連しております。

次に、再発防止策についてであります。市教委では、ただいま、御説明申し上げました、本事案に係る市教委及び学校の対応の検証結果と、重大事態の調査報告書において示された、再発防止策の提言を踏まえ、今後の具体的方策等について検討しております。

資料1-2を御覧ください。縦に3つの枠で囲み整理しておりますが、左には、調査報告書における今後の再発防止策の提言をそのまま記載しております。調査報告書におきましては、再発防止策として、「いじめへの対応について」、「いじめ予防について」、「安心して暮らせる社会作りについて」の3つの観点から、11項目が示されております。

具体的な内容として、1つ目の「いじめへの対応について」では、「①学校設置者である旭川市教育委員会が専門的知識を携え、上部組織として学校を適切に管理する体制の構築を行う。」、「②いじめの把握および報告に対し事実確認、学校全体への情報共有、家庭との情報共有、対応までのシステムを確立する。」などの6項目、2つ目の「いじめ予防について」では、「⑦幼小中高においての情報を統一様式にて記録し、進学先及び転校先に引き継いでいくような情報共有のシステムを確立する。」などの3項目、3つ目の「安心して暮らせる社会作り」では、「⑩インターネットやマスメディアなどでの個人情報や誤った情報の流布によって生活が脅かされない、人としての尊厳が護られる社会作りを進める。」などの2項目が提言されております。

中央には、調査報告書の「再発防止策の詳細説明」の中心となる内容を記載しております。

右には、再発防止策の提言の趣旨を踏まえた、市教委・学校の具体的方策等について、現在、検討している内容も含め20項目について記載しております。

教育指導課においては、①-1を踏まえ、改めて、教育委員会の果たす

べき役割やいじめ防止対策推進法の趣旨、いじめの未然防止等に向けた学校への指導、助言の在り方等に関する職員研修を実施したところではありますが、再発防止策については、市教委として実施できるものについては、速やかに取り組んでまいります。

また、教育委員会や学校の組織体制など、新たな仕組みの創設や、予算を必要とする対策等については、今後、これをベースにして、市長部局や関係機関とも協議しながら検討を進め、実現に向けて精一杯取り組んでまいります。

予算措置が必要な具体的方策等につきましては、④-2の「困難ケースへの専門家の参加による解決」を図るため、市教委に弁護士であるスクールロイヤーや医師を配置するための人件費や、⑥の「市独自の緊急支援チームによる重大事態発生時における学校への支援」を行うための人件費、⑧-2の「PTAやNPO団体等と連携し、学校、保護者、生徒（児童）が一体となって学ぶことができるプログラムを全中学校において実施」するためのNPO団体への委託料、⑤-2の「各学校において、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者に寄り添う専属の担当者を配置」することや、⑩の「教職員がいじめ防止等のために、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり」のための各学校において、いじめ対策を推進する教員を配置するための人件費などの予算措置も必要であります。

今後、改めまして、本市のいじめ対策の強化に向けて、これらの具体的方策等を実現するための予算について、要望させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ただいま、「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」、説明をいただきました。

委員の皆様から御発言など、ございますでしょうか。

本事案については、対策委員会から答申が行われた調査報告書において、市教委や学校の対応の課題が厳しく指摘されるとともに、先ほどの説明のとおり、教育委員会としての検証においても多くの課題が明確になったことを非常に重く受け止めており、再発防止策を着実に進めるなど、全ての子どもが安心して過ごせる取組を一層推進する必要があると考えております。

今後のいじめ対策については、教育委員会の再発防止策に加え、いじめ防止条例の制定や、市長部局のいじめ対策専門部署の設置、また、教育委員会として示した再発防止策に向けた具体的方策にあります教育委員会教育指導課内のいじめに専属的に対応する組織及び緊急支援チームとの関係など、教育委員会と市長部局が連携して進めるべき取組があるため、引き続き、担当部局同士でしっかりと協議を行っていただきたいと思います。

また、近年、教員を目指す志願者の減少、休職者の増加で緊急性、重要性が増している中、働き方改革を推進しているところではありますが、少し視点を変えると、これは働きがい改革に当たるのではないかと私は思っています。学校内における教職員一人一人が自己存在感をいかに自ら自覚できるかという職場環境をつくっていくかが求められていると私は考えています。これは具体的方策の⑩に当たるもので、「教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりを持って、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり」という具体的方策の中に示されているもので、教員一人一人が頑張るぞ、やり遂げるぞという、内発的な動機付けを生み出すことが大事ではないかと考えております。校長を先頭に、所属する教職員全体で、同僚性の構築を目指す組織マネジメントを強化する必要があると考えています。いずれにしましても、全ては子どもたちのために行われる方策として、今後これが更に実効性のあるものとして現場に下りていくことを心から切に願っているところであります。

今後の再発防止に向けては、先ほど説明がありましたとおり、教育委員

市 長

本 田 委 員

坂 田 委 員

会として、調査報告書の提言を踏まえ、20項目の具体的な取組を検討しております。この取組については、教育委員会と学校が一丸となり、実施可能な対策から、一つ一つ取り組んでいくこととなります。

また、先ほど本田委員からもお話がありましたとおり、再発防止策の実現に向けては、教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制づくりとして、各学校のいじめ対策を推進する教員の増員配置などの予算措置が必要な対策がございます。

教育予算について、今後、改めてお話をさせていただきますが、市長としての御理解とお力添えをお願いしたいと思います。

市長

本田委員、坂田委員、ありがとうございました。本田委員からはこの具体的方策等をしっかりと行っていくこと、そして、坂田委員からも実行可能な対策から取り組んでいくこととありましたので、学校と教育委員会でしっかりと検討し、進めていただきたいと思います。また、本田委員からは働きがい改革という御言葉もいただきました。先生方がやりがいを持ち、心身にゆとりを持ちながら、やりがいを感じられる職場となるよう予算措置も含めて、しっかりと行っていきたいと思っております。

次に、「再調査の実施について」、説明をお願いします。

子育て支援部長

再調査の実施に至る経過につきまして、御説明申し上げます。本件再調査の実施につきましては、9月12日に教育委員会から市長に対し、対策委員会による調査結果の報告があり、これを受けまして、市長は、調査報告書の点検を行い、その上で調査報告書に対する御遺族の所見の分析、加えて所見書における旭川市長への要請を踏まえ、いじめ防止対策推進法及び同法ガイドラインに基づき、「事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」に該当すると判断し、9月20日に再調査を行うことを決めたものであります。

その後、開会中の旭川市議会令和4年第3回定例会に補正予算案及び関係条例の改正案を提出し、10月7日に可決いただき、現在、準備を進めているところであります。

それでは、再調査を実施する附属機関の旭川市いじめ問題再調査委員会の概要について、子育て支援部次長の竹内から御説明申し上げます。

竹内子育て支援部長

資料2につきまして、御説明申し上げます。委員会設置のスケジュールですが、11月中の立上げに向け、現在委員の選任中でありまして。そのことから、調査期間については、調査資料を確認した上で調査委員会で期間設定されることとなります。いずれにしても人選が確定してからのこととなります。

次に、諮問事項（案）についてですが、再調査を判断していくまでの検証の過程を踏まえ、1点目から3点目までを諮問していくことを考えております。

まず、1点目につきましては、いじめの認定の解釈について、「心理的又は物理的な影響を与える行為」であって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされておりまして、ここでいう行為をどのように解釈するかを法律、教育等の観点から再評価し、その上で先の調査で明らかになった事実につきまして、改めていじめの認定の再検証を行うことが必要であると考えております。

2点目につきましては、調査報告書で、いじめと精神的症状の因果関係、精神的症状と自死の因果関係に明確な判断がなされなかったことについて、精神的症状としては、「抑うつ状態」、「PTSD」の可能性は検証されていますが、対策委員会では、明らかにできるだけの情報を得ることができなかったため不明とされており、先に認定されたいじめと死亡の関連性について再検証が必要と考えております。

3点目につきましては、調査報告書で学校及び教育委員会の対応、再発防止策については、一定の結論が示されておりますが、先に説明しました





対応方針の誤りなど、様々な指摘がなされたところであり、先ほど御説明がありましたとおり、教育委員会として厳粛に受け止めているところであり  
ます。

また、調査結果に基づき、教育委員会として行った当時の対応の検証について、先ほど、御説明させていただいたとおり、多くの課題が明確になったところであり、調査報告書における指摘と合わせて、教育委員会として深く反省をしなければならないところでもあります。

今後、二度と同様の事態が起こることのないように、教育委員会自らが抜本的に改める姿勢で、学校と一丸となって、いじめ防止対策に全力で取り組んでいかなければならないものと考えております。

10月17日には、小中学校臨時校長会議を開催し、調査報告書や再発防止策についての説明のほか、いじめの発見・対応に遅れが出ないように、月1回以上、定例の学校いじめ対策組織会議を開催することなど、速やかに学校で取り組むべきことについて、各校長に指示を行ったところでもあります。

再発防止策における教育委員会や学校の組織体制など、新たな仕組みの創設や抜本的な見直しを要するものについては、予算措置を含め、今後、市長部局とも協議しながら、実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現在、教育委員会で進めている「(仮称)いじめ防止条例」の制定に向けましては、再発防止策や再調査の動向等を踏まえ、内容やスケジュール等について必要に応じて再検討を図り、充実したものとなるよう取組を進めてまいります。

今後も、市長部局との連携を密にしながら、条例の制定や市長部局におけるいじめ対策専門部署の設置に関わる検討を進め、いじめ防止対策の一層の強化を図り、本市の児童生徒が安心して学び、生活できる教育環境の整備を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、再調査の実施についてです。再調査につきましては、教育委員会としても担当部局との連携の下、進捗状況等の把握に努めるとともに、当時の対応記録等の資料の提供や、聴き取りに応じることなど、調査に全面的に協力してまいりたいと考えております。

議題の最後、「その他」となりますが、全体を通して御意見等はありませんか。

ありません。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第3回旭川市総合教育会議を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

《 閉 会 》

市  
各  
市  
長  
委  
員  
長